

組合員 各位

令和4年 2月1日

新潟県農業機械商業協同組合

事務局長 矢嶋 滋

事業復活支援金の申請方法に関するお知らせ

いつも組合活動にご協力頂きありがとうございます。

さて、コロナ禍により需要の減少や供給の制約による大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧として頂くために、昨年 of 持続化給付金と同様に業種を問わない、事業復活支援金が令和3年の補正予算で支給されます。申請は令和4年1月31日から始まりました。

給付の条件は、コロナ禍により昨年11月から令和4年3月までの、ひと月の売り上げが、前年、前々年、もしくは前々々年同月比で30%~50%以上減少していることが条件です。給付額は年間売上高1億円以下の法人は最高100万円、1億~5億以下は最高150万円、個人事業者は最高50万円までとなります。

給付額 = 基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5 裏面を参考にしてください。

<申請方法>

事業復活支援金事務局のホームページにアクセスし、メールアドレス等を入力し、申請IDをもらう。登録確認機関（金融機関、商工会、中小企業中央会、税理士等 同ホームページで検索できます）に事前予約後、事前確認を受ける。そして、マイページから申請を進めていきます。

<必要証拠書類> スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラ等で撮影した写真でもよいですが、細かな数字が読み取れることが必要です。データの保存形式はPDF・JP(E)G・PNGです。

基準期間11月~3月を含むすべての事業年度の確定申告書類別表1の控え(收受日付印が押印)

履歴事項全部証明書(法人)・本人確認書類(個人)(免許証、マイナンバーカード)

宣誓・同意書(代表者・本人の自署)

売上減少となった対象月の売上台帳(経理ソフトから抽出・Excelデータ・手書きの売上台帳コピー)

基準月(過去の基準とした1か月)の売上台帳と、1取引分の請求書か領収書

基準月(過去の基準とした1か月)の売上に係る通帳等の取引が確認できるページ

申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し、

事業復活支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】 TEL: 0120-789-140

事業復活支援金 申請サポート会場 新潟プラウカ1、4F アートホテル新潟駅前 特設会場

同封のリーフレットもご参照ください。

商組ホームページ・インフォメーション(1月22日)から経済産業省にリンクを貼ってあります。より詳しい資料や、Q&Aもそのうち出ます。対象月の翌月~5月31日まで申請できます。

8. 給付額の算定① (中小法人等)

＜4月決算の法人＞対象月を2021年12月、基準期間を2018年11月～2019年3月とするケース

- **対象月(2021年12月)の月間法人事業収入が、基準月(今回のケースでは2018年12月)の月間法人事業収入と比べて、30%以上減少しているかを確認**
 - 基準月 2018年12月 **80万円** ⇒ 対象月 2021年12月 **40万円**
基準月と比較して**50%減少しているため、給付対象**(減少率50%以上(年間の事業収入1億円以下)のため、上限額100万円)
- 基準期間と対象月の事業収入から給付額を算定
 - **基準期間の法人事業収入-対象月の法人事業収入×5**
=460万円 - 40万円×5 =260万円 ⇒ **給付額 100万円**

事業収入(万円)		2018年				2019年				年間
5月	...	11月	12月	1月	2月	3月	4月	年間		
2018年度	100	...	100	80	100	80	100	80	1080	
2019年		2020年				合計460万円				
2019年度	100	...	100	80	100	80	100	80	1080	
2020年		2021年				年間				
2020年度	100	...	100	80	100	80	100	80	1080	
2021年		2022年				年間				
2021年度	80	...	80	40	-	-	-	-	-	

給付額算定	
S: 給付額 (上限100万円)	100万円 (T≥100)
T: 計算額 (=C-B×5)	260 (=460-40×5)
A: 基準月の月間事業収入	80万円
B: 対象月の月間事業収入	40万円
減少率(A-B)	50%
減少率区分	50%以上
C: 基準期間の事業収入合計	460万円
対象月の事業収入	1080万円
年間事業収入の区分	1億円以下の法人

事業活動に季節性があるケース(例: 夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として新型コロナウイルス感染症影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。

21

8. 給付額の算定② (個人事業者等 青色申告)

＜青色申告の場合＞対象月を2021年11月、基準期間を2019年11月～2020年3月とするケース

- **対象月(2021年11月)の月間事業収入が、基準月(今回のケースでは2019年11月)の月間事業収入と比べて、30%以上減少しているかを確認**
 - 基準月 2019年11月 **50万円** ⇒ 対象月 2021年11月 **30万円**
基準月と比較して**40%減少しているため、給付対象**(減少率30%以上50%未満のため、上限額30万円)
- 基準期間と対象月の事業収入から給付額を算定
 - **基準期間の個人事業収入-対象月の個人事業収入×5**
=190万円 - 30万円×5 =40万円 ⇒ **給付額 30万円**

事業収入(万円)		2018年				2019年				年間	
1月	2月	3月	...	11月	12月	1月	2月	3月	...		11月
2018年	-	-	-	...	40	40	-	-	-	40	40
2019年	30	40	30	...	50	40	30	40	30	50	40
2020年	30	40	30	...	40	40	30	40	30	40	40
2021年	30	40	30	...	30	40	30	40	30	30	40
2022年	30	40	30	...	-	-	-	-	-	-	-

給付額算定	
S: 給付額 (上限30万円)	30万円 (T≥30)
T: 計算額 (=C-B×5)	40 (=190-30×5)
A: 基準月の月間事業収入	50万円
B: 対象月の月間事業収入	30万円
減少率(A-B)	40%
減少率区分	30%以上50%未満
C: 基準期間の事業収入合計	190万円

8. 給付額の算定③ (個人事業者等 確定申告書において月間事業収入が確認できない場合)

＜白色申告の場合など※確定申告書において月間事業収入が確認できない場合＞

対象月を2022年1月、基準期間を2018年11月～2019年3月とするケース

- **対象月(2022年1月)の月間事業収入が、基準期間のうち対象月と同じ月を含む年(今回のケースでは2019年)の月平均の個人事業収入と比べて、30%以上減少しているかを確認**
 - 2019年の月平均事業収入 **50万円** ⇒ 対象月 2022年1月 **20万円**
基準月と比較して**60%減少しているため、給付対象**(減少率50%以上のため、上限額50万円)
- 基準期間と対象月の事業収入から給付額を算定
 - **基準期間の事業収入合計-対象月の個人事業収入×5**
=230万円 - 20万円×5 =130万円 ⇒ **給付額 50万円**

事業収入(万円)		2018年				2019年				年間	
1月	2月	3月	...	11月	12月	1月	2月	3月	...		11月
2018年	-	-	-	...	40(平均)	40(平均)	-	-	-	480	-
2019年	50(平均)	50(平均)	50(平均)	...	50(平均)	50(平均)	50(平均)	50(平均)	50(平均)	600	600
2020年	50(平均)	50(平均)	50(平均)	...	50(平均)	50(平均)	50(平均)	50(平均)	50(平均)	600	600
2021年	40(平均)	40(平均)	40(平均)	...	40(平均)	40(平均)	40(平均)	40(平均)	40(平均)	480	480
2022年	20	-	-	...	-	-	-	-	-	-	-

給付額算定	
S: 給付額 (上限50万円)	50万円 (T≥50)
T: 計算額 (=C-B×5)	130 (=230-20×5)
A: 2019年の年間事業収入÷12	50万円
B: 対象月の月間事業収入	20万円
減少率(A-B)	60%
減少率区分	50%以上
C: 基準期間の事業収入合計	230万円